

■ 市 民 活 動 ■

総 合 窓 口

住民票等の各種証明の交付事務、戸籍の届出及び住民異動受付事務並びに住民異動に伴う手続時間の短縮及び住民サービスの向上を目指して、各種届出の受付、申請書の作成・案内及び本市で販売しているさまざまな図書・刊行物等の販売を行っている。

平成23年7月からは、職員の異動等に影響されない安定したサービスを提供するため、業務の一部を委託している。

1. 主な業務委託内容

(1) 届出受付関係

- ① 出生、婚姻、死亡届等の戸籍事務
- ② 転入、転出、転居等の住民異動事務
- ③ 旅券受付・交付事務

(2) 証明書交付関係（住民票、戸籍証明は郵送での交付事務を含む）

- ① 住民票の写し
- ② 印鑑登録証明書
- ③ 戸籍全部事項証明書・個人事項証明書
- ④ 所得証明書、市・府民税（非）課税証明書
- ⑤ 納税証明書、軽自動車納税証明書

(3) 住民異動に関連する手続関係

- ① 指定ごみ袋の配布
- ② 水道閉開栓
- ③ 印鑑登録
- ④ 国民健康保険
- ⑤ 児童手当
- ⑥ 介護保険
- ⑦ 各種医療
- ⑧ 学務（転入退学）

(4) 販売物

- ① 新修池田市史(第1巻～第5巻、別巻)
- ② 池田市史(史料編⑩・⑪)
- ③ 池田の文化財
- ④ 池田市文化財分布図
- ⑤ 池田学講座

- ⑥ 続・池田学講座(人物誌編)
- ⑦ 総合計画
- ⑧ 統計書
- ⑨ 燃えないごみ用袋(10㍑、20㍑、30㍑)

2. コンビニ交付

平成 29 年 2 月 9 日より、全国のコンビニエンスストア及び伏尾台コミュニティプラザのキオスク端末で、利用者証明用電子証明書付きのマイナンバー（個人番号）カードを使用して各種証明書（戸籍謄抄本・戸籍附票の写し・住民票の写し・印鑑登録証明書）を取得できるサービスを開始した。

年度別証明書発行件数

※ () は内伏尾台コミュニティプラザ数

種 別	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
戸籍謄本及び抄本	634 件 (3 件)	1,104 件 (8 件)	1,858 件 (15 件)
戸籍附票の写し	73 件 (0 件)	134 件 (2 件)	188 件 (1 件)
住民票の写し	3,535 件 (15 件)	6,660 件 (33 件)	9,277 件 (50 件)
印鑑登録証明書	2,747 件 (29 件)	4,604 件 (42 件)	6,058 件 (95 件)
合 計	6,989 件 (47 件)	12,502 件 (85 件)	17,381 件 (161 件)

3. エンゼル祝金・祝品の支給

出生を祝福し、子育て家庭の暮らしをサポートする目的で、平成 9 年 4 月 1 日より第 3 子以上の新生児を出産された方にエンゼル祝金を支給していた。

平成 19 年 11 月から平成 21 年 3 月までは、大阪府出産育児応援事業が実施されたことに伴い、エンゼル祝金制度の見直しを行うと共に、1 人目・2 人目の出産に祝品を贈呈し、平成 21 年 4 月からは 2 人目を出産された方のみに祝品を贈呈していた。平成 24 年 3 月 31 日のエンゼル祝金条例の失効に伴い、平成 24 年 4 月からは 3 人目以上を出産された方にも祝品を贈呈し、平成 26 年 4 月からは対象を第 1 子以上に拡大し、株式会社池田泉州銀行の協力のもと、一律 1 万円の積立式定期預金通帳（1 子につき）を祝品として贈呈している。また、平成 29 年 4 月 1 日より第 3 子以上を出生された方への祝品の積立式定期預金通帳の額を 5 万円に拡大し、支給要件も 1 年以上居住を 6 ヶ月に緩和している。

併せて、平成 29 年 4 月 1 日からダイハツ工業株式会社の協力によりエンゼル車提供制度が、要件を第 4 子以上を第 3 子以上に及び 1 年以上居住を 6 ヶ月に緩和して、再開した。令和 4 年度は 65 名にエンゼル車資格証明書の交付を行った。

支給者数

種 別	平成 30 年度	令和元 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
第 1 子 (積立式定期預金通帳)	246 人	262 人	250 人	232 人	202 人
第 2 子 (積立式定期預金通帳)	217 人	216 人	216 人	185 人	197 人
第 3 子 (積立式定期預金通帳)	93 人	82 人	78 人	79 人	84 人
第 4 子以上 (積立式定期預金通帳)	15 人	16 人	20 人	16 人	23 人
合 計	571 人	576 人	564 人	512 人	506 人

4. 旅券の発給事務

平成 25 年 6 月より、日本国籍を有する池田市民及び池田市に住民登録はないが、単身赴任や通勤・通学などの理由で池田市に居所がある方を対象に旅券の申請及び交付を行っている。平成 28 年 7 月からは旅券発給事務の一部を委託開始している。

また、平成 29 年 7 月より、豊能町の旅券の受付・交付事務を受託している。

交付者数

※ () は内豊能町数

種 別	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
10 年 (20 歳以上)	2,861 人 (424 人)	2,662 人 (355 人)	597 人 (89 人)	447 人 (61 人)	1,257 人 (115 人)
5 年 (12 歳以上)	1,323 人 (162 人)	1,193 人 (130 人)	183 人 (22 人)	81 人 (10 人)	291 人 (38 人)
5 年 (12 歳未満)	376 人 (35 人)	423 人 (18 人)	33 人 (2 人)	39 人 (6 人)	155 人 (10 人)
変更(2)	87 人 (5 人)	80 人 (2 人)	33 人 (1 人)	13 人 (0 人)	32 人 (2 人)
増補	10 人 (0 人)	11 人 (0 人)	3 人 (0 人)	3 人 (0 人)	3 人 (0 人)
計	4,657 人 (626 人)	4,369 人 (505 人)	849 人 (114 人)	583 人 (77 人)	1,738 人 (165 人)

5. 社会保障・税番号制度事務事業

(1) 通知カードの再交付

通知カードは、住民の方々にマイナンバー（個人番号）を通知するもので、本市では、平成 27 年 11 月 21 日から 12 月 7 日の間に送付された。また、再交付には手数料 1 件 500 円が必要であったが、令和 2 年 5 月 25 日をもって通知カードの新規及び再交付は廃止された。

再交付件数

種 別	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
再交付件数	703 件	584 件	104 件	9 件	5 件

(2) マイナンバー（個人番号）カードの交付

マイナンバーカードはマイナンバーが記載された顔写真付のカードで、平成 28 年 2 月 2 日より交付を行っている。また、再交付には手数料 1 件 800 円（電子証明書入りの場合は 1,000 円）が必要である。

交付・再交付件数

種 別	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
交付件数	2,427 件	3,131 件	15,494 件	16,406 件	20,063 件
再交付件数	28 件	77 件	147 件	191 件	323 件

葬 祭

1. 市営葬儀

市営葬儀は、厳粛かつ低廉な葬儀を目指し、指定管理者により運営を行っている。

(1) 葬祭施設等の使用料

① 斎場・やすらぎ会館の使用料（令和5年4月1日現在）

		基本料金		摘要
		使用区分	金額	
斎場		告別式	15,200円 (2時間以内)	1時間までを増す毎に 7,600円
		通夜及び告別式	152,700円 (16時～翌正午)	1時間までを増す毎に 7,600円
やすらぎ会館	浄心の間 白露の間	通夜及び通夜以外	36,600円 (16時～翌16時)	1時間までを増す毎に 1,500円
	寺院控室		3,000円 (2時間以内)	1時間までを増す毎に 1,500円

② 市営葬儀の料金（令和5年4月1日現在）

（単位：円）

		葬祭用具 使用料	消耗品料	火葬料	計	霊柩車使用料 (ワゴン型)
仏式	1	27,500	44,000	10,000	81,500	12,000
	2	40,700	44,000	10,000	94,700	
	3	111,000	44,000	10,000	165,000	
	4	176,200	44,000	10,000	230,200	
神式	5	27,500	31,350	10,000	68,850	
	6	61,100	31,350	10,000	102,450	
キリスト教式	7	27,500	28,050	10,000	65,550	

③ 葬祭場駐車場の使用料（令和5年4月1日現在）

区 分		使 用 料	摘 用
一 般 弔 問 者	午前8時～午後10時	300円 (2時間以内)	1時間までを増す毎に 600円
	午後10時～翌日午前8時	1,000円	—
葬儀施設使用者（喪主関係）による 専用利用		3,000円	午後4時～翌日午後4時まで

(2) 葬祭施設等の利用状況

① やすらぎ会館

年 度	利 用 件 数
平成30年度	391件
令和元年度	422件
令和2年度	391件
令和3年度	401件
令和4年度	440件

②市営葬儀

年 度	市内死亡者火葬件数 (死産除く)	市 営 葬 儀 件 数 (死産・直葬除く)	市営葬儀執行(%)
平成30年度	802人	345件	43.0
令和元年度	838人	390件	46.6
令和2年度	911人	316件	34.7
令和3年度	879人	292件	33.3
令和4年度	972人	362件	37.3

2. 火葬場

(1) 施設の概要

所在地	池田市桃園2丁目2番5号
延床面積	283.64 m ²
火葬炉	5基
汚物・死獣焼却炉	1基
使用燃料	白灯油

(2) 火葬場使用状況

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
件数	1,051件	1,075件	1,130件	1,169件	1,287件

空 港

概 要

大阪国際空港所在市（池田市・豊中市・伊丹市）のひとつとして、大阪国際空港周辺都市対策協議会（10市協）と歩調を合わせ、本市議会「空港・交通問題調査特別委員会」を中心に、関係機関に対して安全・安心の確保や周辺環境対策の充実、国内長距離路線増便・近距離国際線復便等の利用者利便の向上、災害時における輸送拠点空港としての防災機能の強化などを要望している。

また、「大阪国際空港周辺地域活性化連絡会」（空港周辺7市、大阪航空局、大阪府、兵庫県で構成）の加盟市として、空港および周辺地域の活性化の実現に向け、各種事業に取り組んでいる。

一方、大阪国際空港を発着する航空機の騒音について、定期的に検証を行うとともに、これまで共同利用施設の建設、学校等の防音工事を施工しており、加えて、現在も引き続き民家防音工事で設置された空調機器の更新工事に対して住民負担の軽減をはかるための助成制度を実施している。

航空業界を取り巻く環境は、新型コロナウイルス感染症の影響により、厳しい状況であったものの、新型コロナウイルス感染症が感染症法上5類へ移行したことや水際対策の終了等の影響もあり、現在、航空需要は回復傾向にある。今後は、安全・安心の確保と環境対策を最優先とした上で、時代の要請に応え、地域と調和しつつ、関西3空港のポテンシャルを発揮し、関西全体の成長・発展につながるよう関係者とともに取り組みを続けていきたい。

（参考）大阪国際空港の現状

大阪国際空港の運営については、平成24年7月1日から新関西国際空港株式会社によって行われてきたが、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（PFI法）や、関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律（経営統合法）等の枠組みを活用し、平成28年4月1日から、民間資本100%の関西エアポート株式会社による運営が始まり、さらに平成30年4月から神戸空港も含め、同社による関西3空港一体運営が開始され、新たなステージに入った。

今後は、安全・環境対策に万全を期した上で、国が取り組んでいる、観光先進国実現に向けた施策への貢献や、地域・時代の要請に応えるため、わが国有数の基幹空港として、大阪国際空港のポテンシャルをフルに活用し、利用者利便の向上を目指さなければならない。

イベント・シティプロモーション・観光

1. イベント関係

行 事 名	実 施 日	主 催 団 体
第 68 回池田五月山さくらまつり	4/2・3	池田市民カーニバル いけだ・いらっしやい祭振興会
第 33 回花菖蒲まつり	6/11・12	「親と子の集い」実行委員会
第 50 回池田市民カーニバル 石橋まつり大盆おどり大会	7/30・31	石橋まつり実行委員会
第 74 回年度猪名川花火大会	中止	池田市・川西市・ 猪名川花火大会開催委員会
第 50 回池田市民カーニバル いけだ・いらっしやいフェスティバル	8/27	池田市民カーニバル いけだ・いらっしやい祭振興会
大一文字点灯・大文字献灯がんがら火祭り	8/24	大一文字・がんがら火保存会 大文字・がんがら火保存会

2. シティプロモーション

シティプロモーションについては、令和 4 年度に五月山動物園のウォンバット「ワイン」が世界最高齢に認定されたことを受け、ウォンバットを通じて本市の PR を行うための検討チーム「ウォンバット課(自称)」を結成し「ウォン to いけだ」プロジェクトを実施。イベント出展や市ホームページの特設サイトでの情報発信などを通じて、PR に取り組んだ。

3. 観光振興対策

(1) 池田市観光案内所の設置

Ikeda Role and Creation (株) に運營業務を委託して観光案内等を行った。

入館者数（期間：令和 4 年 4 月 1 日～令和 5 年 3 月 31 日）

開館日数	入館者数	1 日当たり平均
308 日	16,105 人	52 人

(2) 観光促進事業

観光大使の支援、市内外のイベントの実施、ウォンバットのPR、いけだ観光回遊ツアーの実施、池田市観光協会ホームページの管理運営、ふくまる事業の実施などを行った。

観光客数（市内の主な観光施設）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
五月山動物園	271,747	293,946	319,169
都市緑化植物園	58,997	67,777	81,847
池田城跡公園	134,121	131,703	176,774
落語みゅーじあむ	15,065	15,997	18,191
逸翁美術館	10,894	17,711	19,884
小林一三記念館	10,332	12,424	16,553
池田文庫	443	674	1,522
ヒューモビリティワールド	3,429	3,463	11,303
カップヌードルミュージアム 大阪池田	90,000	126,000	436,000
計	595,028	669,695	1,081,243

観光協会ホームページアクセス数

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
アクセス数	261,335	303,467	302,356
前年度増減数	▲126,250	42,132	▲1,111
1日当たり平均	716	831	826

(3) 広域観光推進事業

阪急電鉄と共催で阪急宝塚沿線の地域の魅力を発信するイベント「観光あるき」を開催している。

商 工 振 興

1. 商工振興対策

(1) 商業活性化事業

商業の振興及び活性化を図るため、商業団体等が実施する商業祭やイベントに対して助成を行う。

(2) 中心市街地活性化対策事業

学生による商店街活性化のための「商店街空き店舗活用事業」やチキンラーメンを使った創作料理を提供している店舗を応援する「大阪池田チキチキ探検隊」、カルチャールーム「いしばし寺子屋」を支援し、中心市街地の活性化を推進する。

(3) 中小企業金融

市内中小企業の経営の安定を図るため、池田市中小企業融資制度等、低利の融資制度を行うとともに、新型コロナウイルス感染症の影響で売り上げが減少した中小企業者に対して、中小企業信用保険法第2条第5項第4号・第5号による認定を円滑に行うことで、必要な事業資金の積極的な運用に努める。

(4) 創業支援

事始め奨励大賞（百福大賞）による創業意欲の促進や、企業育成室「いけだピアまるセンター」の低廉な賃料での貸し出し、商工会議所や金融機関と連携した創業支援「事始めアシスト池田」など、事業活動の支援に努める。

2. 金融対策

池田市中小企業融資制度の概要

(令和5年4月1日)

区 分	池田市中小企業融資制度(大阪府市町村連携型)
制度実施年月日	平成19年10月1日
資金使途	運転資金・設備資金
貸付限度	600万円
貸付利率	年利 1.1%
貸付期間	5年
返済方法	元金均等分割返済
保証料率	年0.5%~2.2%
保証人	不要
担保	不要
取扱金融機関	池田泉州銀行、京都銀行、尼崎信用金庫、北おおさか信用金庫の市内にある本支店(※既存のみ)
申込期日	随時
預託額	1億2,100万円
預託利率	0%(決済用普通預金)

3. 商業

事業所数、従業者数、年間商品販売額及び売場面積

年	業種	事業所数	従業者数 (人)	年間商品販売額 (百万円)
平成26年	卸売業	132	946	71,446
	小売業	513	3,910	68,508
	合計	645	4,856	139,954
平成28年	卸売業	133	1,035	69,447
	小売業	517	4,296	79,204
	合計	650	5,331	148,651

(平成28年内訳)

	業種	事業所数	従業者数 (人)	年間商品販売額 (百万円)
卸 売 業	各種商品卸売業	1	3	X
	繊維・衣服等卸売業	6	17	200
	飲食料品卸売業	15	174	12,527
	建築材料、鉱物・金属材料等 卸売業	25	163	9,998
	機械器具卸売業	40	282	32,315
	その他の卸売業	46	396	X
小 売 業	各種商品小売業	4	315	6,486
	織物・衣服・身の回り品小売 業	71	284	3,181
	飲食料品小売業	167	1,946	26,790
	機械器具小売業	72	383	10,133
	その他の小売業	184	1,111	18,724
	無店舗小売業	19	257	13,889

※「X」:秘密保持上公表をさしひかえるもの

出典:池田市統計書

4. 工業

事務所数、従業者数、現金給与総額及び製造品出荷総額等

年	事業所数	従業者数 (人)	現金給与総額 (万円)	製造品出荷総額等 (万円)
平成23年	85	3,807	1,655,252	15,634,325
平成24年	49	8,248	5,696,894	56,069,726
平成25年	48	8,343	6,080,350	50,093,996
平成26年	44	8,075	6,464,170	51,159,315
平成29年	39	9,707	6,588,322	58,742,235
平成30年	40	9,986	6,445,082	78,007,712
令和元年	39	10,208	7,112,267	82,221,504

(令和元年内訳)

業種	事業所数	従業者数 (人)	現金給与総額 (万円)	製造品出荷総額等 (万円)
食料品製造業	4	921	259,083	1,469,070
飲料・たばこ・飼料製造業	1	8	X	X
パルプ・紙・紙加工品製造業	2	65	X	X
印刷・同関連業	5	51	10,909	49,200
化学工業	2	223	X	X
プラスチック製品製造業	2	28	X	X
窯業・土石製品製造業	4	60	28,155	207,805
非鉄金属製造業	1	7	X	X
金属製品製造業	6	115	50,251	5,134,187
はん用機械器具製造業	1	7	X	X
生産用機械器具製造業	3	98	59,450	248,489
業務用機械器具製造業	1	4	X	X
電気機械器具製造業	1	8	X	X
輸送用機械器具製造業	3	8,588	6,572,344	74,261,789
その他の製造業	3	25	16,552	76,777

※「X」: 秘密保持上公表をさしひかえるもの

出典: 池田市統計書

消 費 者 行 政

1. 消費者相談・苦情あっせん処理事業

池田市立消費生活センター（土曜日・日曜日・祝日・年末年始を除く平日、午前9時30分～午後4時）において消費生活コンサルタントが消費者の相談に応じ、苦情あっせん処理にあたるとともに、消費者教育の充実に努め消費者意識の高揚と啓発を図っている。

相談・苦情受付件数

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度
商 品	568件	518件	539件
サービ	388件	369件	352件
そ の 他	31件	33件	44件
合 計	987件	920件	935件

2. 消費者啓発事業

事 業 名	回 数	備 考
移動くらしの勉強室	4回	各種団体等の要請に応じて消費生活コンサルタント等を講師として派遣 参加人数 119名
消費者のつどい	1回	参加人数 51名
商品量目調査	—	新型コロナウイルス感染症の影響により中止
市広報誌掲載	12回	消費生活に関する情報提供

3. 監視取締事業

事 業 名	事業所数	備 考
商品量目等立入検査	—	新型コロナウイルス感染症の影響により中止
商品量目調査	—	
特定計量器定期検査(隔年実施)	122事業所	
家庭用品(93品目)・特定製品(10品目)に関する立入検査	3事業所	家庭用品4,296点 特定製品155点

労働福祉行政

1. 主な事業

働き方の多様化の時代における労働及び雇用に関する諸問題解決の指導・助言並びに未就業者の就労支援に役立てるため、下記の事業を実施した。

(1) 実施状況

事業名	実施時期等	参加人数等
地域就労支援事業 (しごと相談・支援センター)	令和4年4月～令和5年3月	延べ相談件数 32 件
労働問題セミナー	令和5年2月10日	3 人
協同労働入門セミナー	令和5年2月28日	13 人
出張就職説明会 (とよの地域若者サポートステーション共催事業)	令和4年8月23日	2 人
	令和4年10月31日	3 人

2. 池田市勤労者互助会

市内中小事業所で働く従業員と事業主のための福祉共済制度である池田市勤労者互助会を池田商工会議所に委託し、事業所における福祉の向上と雇用の安定を図っている。

(1) 加入状況

事業所数	75 事業所
会員数	629 人
個人会員数	12 人
会員数合計	641 人

(2) 給付状況

給付件数	給付額
118 件	1,947,000 円

みんなで作るまちの寄付事業

1. 概要

①自主財源の確保、②寄付金の処理ルールの透明化、③池田市みんなで作るまちの基本条例の具体化、④ふるさと納税導入への対応を目的とし、平成20年3月に「みんなで作るまちの寄付条例」を制定した。

寄付者は、応援したいと思う事業を、寄付金の使途として選択することができる。寄付金は寄付者の意図に沿って、それぞれの事業に充当する。また、毎年度寄付金の運用状況や寄付者一覧を公表し、処理手続きの明確化を図っている。

なお、寄付金額5千円以上の市外に住所を有する寄付者には返礼品を進呈している。

2. 寄付状況

令和4年度中の寄付は下表の通りで、件数は7,397件、金額は163,179,919円で、当該年度の事業に活用するほか、各基金へ積み立てている。また、平成20年度から令和4年度までの累計寄付件数は72,988件、寄付額は1,807,211,692円。

令和4年度 みんなで作るまちの寄付内訳		
寄付指定事業	件数	金額(円)
消防の充実に関する事業	81	1,384,000
地域コミュニティの推進に関する事業	55	960,000
観光の振興に関する事業	239	4,190,669
五月山動物園の整備事業	600	12,763,210
五月山の保全事業	62	1,189,000
郷土の歴史・文化・遺産を守り伝える事業	68	1,369,000
歴史と伝統の「猪名川花火大会」応援事業	35	1,000,000
寄付金に係る事業を指定しない	2,966	55,123,836
商工、農林及び園芸の振興に関する事業	114	11,896,000
市民安全の充実に関する事業	716	12,829,163
公益活動の促進に関する事業	44	979,000
文化の振興に関する事業	98	2,021,000
環境の保全及び改善に関する事業(環境関係)	181	3,579,985
環境の保全及び改善に関する事業(緑化関係)	35	3,649,960
保健福祉の充実に関する事業	244	5,519,200
高齢者健康維持・増進事業	81	1,420,000
子育て支援の充実に関する事業	1,448	29,191,000
公共施設の充実に関する事業	32	503,000
伏尾地域道路改修工事	1	7,500,000
教育の充実に関する事業	223	4,218,005
スポーツの振興に関する事業	71	1,489,488
まち・ひと・しごと創生事業	3	404,403
計	7,397	163,179,919

人権・文化国際

1. 人権施策の推進

平成9年7月施行の「人権を大切にすまちづくりの推進に関する条例」、平成19年3月策定の「池田市人権行政基本方針」、さらに平成26年12月に制定した「池田市いじめ問題調査委員会条例」に基づき、あらゆる差別の解消をめざし、市民一人ひとりが人権問題の正しい理解と認識を深め、差別のない明るい社会の実現のため、人権行政を総合的に推進している。

2. 人権啓発活動

市民啓発については、様々な課題をテーマに人権リーダー養成講座を開催し、差別のない明るい地域社会の実現と人権尊重の精神を広め、人権意識の向上と理解に努めている。

また、市民団体、労働団体、官公庁などで構成する「池田市人権擁護推進協議会（昭和52年12月結成）」を中心に、人権週間の街頭啓発や、「ヒューマンライツ・シネマ（人権映画会）」の開催など、本年は市内在住の4・5歳児、小・中学生の応募作品から選考したポスターや小学生による人権標語を掲載した人権カレンダーを作成し、市立学校園・公共施設に配置するなど、各団体と連携して啓発活動を実施、市民ぐるみで人権尊重の意識高揚を図っている。

3. 人権擁護活動

人権侵害に対し、迅速かつ適切な人権保護・救済が受けられるよう、人権相談窓口を開設している（市役所、人権文化交流センター）。また、法務大臣から委嘱を受けた11名の人権擁護委員による電話相談のほか、「人権擁護委員の日」には特設人権相談などを実施して、人権擁護と人権思想の普及高揚に努めている。

4. 男女共同参画施策の推進

男女共同参画社会の実現のため、池田市男女共同参画推進条例、第2次池田市男女共同参画推進計画改訂版（いけだパートナーシップ21）に基づき、全庁的に男女共同参画施策の推進に努めている。

- ①男女共同参画の推進状況及び施策の実施状況についての報告書を発行する。
- ②市が実施する男女共同参画推進施策等への苦情・意見及び男女共同参画の推進を阻害する人権侵害について、第三者的な立場の苦情処理委員が公正に調査し、必要に応じて市長が助言、是正の要望等を行う苦情処理制度を実施している。
- ③緊急に生命または心身に危害を受けるおそれのあるDV被害者等の生命の安全と福祉の向上を図るため、緊急一時保護・避難支援制度を実施している。

5. 啓発事業

先駆的な活躍によって男女共同参画の推進に貢献した個人、団体・グループ、事業者を顕彰する「オーブ・池田賞」事業や市民セミナーの実施、また啓発誌の発行など、男女共同参画社会づくりへの気運の向上を図っている。

<令和4年度実施内容>

- ① 「男女共同参画週間」及び「女性に対する暴力をなくす運動」時にポスターの展示及びリーフレット等の配架
- ② 市民セミナーを2回開催
- ③ 啓発パンフレットを作成

6. ダイバーシティセンター

ダイバーシティ社会（国籍、文化的背景、性別、性的指向、性自認、年齢、障がいの有無等にかかわらず、一人ひとりが持つ多様な違いを互いに尊重し、認め合い、全ての者が対等な構成員として共に安心して暮らすことのできる地域社会）の形成に資することを目的として、2022（令和4）年4月、ツナガリエ石橋5階に設置。これに伴い、男女共生サロンと、国際交流センターを廃止した。

センターでは、女性相談、外国人相談のほか、ダイバーシティ社会の推進をめざして、男女共同参画事業、多文化共生事業を実施。また、会議室等の貸し出し、ツナガリエ石橋の施設管理を行っている。

階	名称	定員	午前 9時～正午	午後 13時～17時	夜間 18時～20時
5階	会議室1	8人	300円	400円	200円
	会議室2	8人	300円	400円	200円
	会議室1・2	16人	600円	800円	400円
	会議室3	10人	500円	700円	300円
	多目的スペース	50人	2,500円	3,300円	1,700円
2階	会議室4	6人	200円	300円	100円

7. 人権文化交流センター

人権文化交流センターは、あらゆる人権問題の解消のため、各種講習・講座を実施するとともに、人権関係の情報誌等による情報提供を行い、人権啓発の学習及び交流の場として、地域住民に親しまれる運営に努めている。

市民相談を通し、生活上のさまざまな課題や住民のニーズに対応した地域住民への自立支援を図っている。

また、老人福祉センターの機能を活かし、健康相談・浴室開放等を実施し、老人福祉の向上にも努めている。

災害時における避難場所の役目を担っている。

市民相談	毎週	月曜日～金曜日	午前9時～午後5時
健康相談	医師	毎月の第2水曜日	午後2時～午後3時
浴室開放	毎週	月・水・金曜日	午後2時～午後4時
講習・講座	適時	料理教室、お誘い講座、健康体操、くちトレ体操等	

8. 国際交流事業

昭和40年（1965年）にオーストラリアローンセストン市と姉妹都市提携を、また昭和56年（1981年）には中国蘇州市と友好都市提携を結び、行政レベル、市民レベルの交流を続けている。

9. 文化振興奨励事業

市民の文化・スポーツ活動を奨励するため、文化やスポーツの分野で功績のあった個人や団体へ文化振興奨励金を交付し、また文化活動を支援するため、団体等へ補助金を交付している。

10. 文化施設の管理運営

市民文化会館、カルチャープラザ、ギャラリー、上方落語資料展示館（落語みゅーじあむ）といった市の施設を指定管理し、市民の文化活動を支援している。

【市民文化会館】

<指定管理者>

一般財団法人 いけだ市民文化振興財団

<使用料>

種別	定員	面積(m ²)	区分	時間区分(単位:円)			
				昼	夜	時間区分別	全日
				午前9時 ～午後5時	午後1時 ～午後10時	午前9時～正午 午後1時～午後5時 午後6時～午後10時	午前9時 ～午後10時
大ホール	固定席1,066席 車椅子スペース6席	1,198.88	平日	61,100	86,500	50,900	101,800
			土・日・休日	86,500	122,200	71,200	142,500
小ホール	固定席 243席 車椅子スペース2席	393.14	平日	25,400	30,500	16,200	34,600
			土・日・休日	28,500	37,600	20,300	42,700
コンベンションルーム	テーブル席156席 (椅子席のみ300席)	230.00	平日	17,300	23,400	13,200	28,500
			土・日・休日	22,400	30,500	16,200	35,600
イベントスペース	椅子席 230席	304.14	平日	21,300	27,500	15,200	32,500
			土・日・休日	29,500	37,600	20,300	45,800
種別	定員	面積(m ²)	区分	時間区分(単位:円)			
				午前	午後	夜間	全日
				午前9時 ～正午	午後1時 ～午後5時	午後6時 ～午後10時	午前9時 ～午後10時
中会議室	49名	83.63	1室につき	3,000	5,000	6,100	12,200
小会議室①	12名	42.52		1,500	2,500	3,000	6,100
小会議室②	14名	40.16		1,500	2,500	3,000	6,100
和室	16名	52.93		2,000	3,000	3,500	7,100
スタジオA	—	16.59	1室につき	2時間 1,000円			
スタジオB	—	34.10		2時間 3,500円			
スタジオC	—	16.38		2時間 1,500円			
スタジオD	—	15.75		2時間 2,000円			
スタジオE	—	73.46		2時間 4,000円			
レコーディングスタジオ	—	30.37		2時間 7,100円			
録音室	—	14.20		1時間 6,100円			

<令和4年度施設利用件数>

	大ホール	小ホール	コンベンション ルーム	会議室 関係	イベント スペース	スタジオ 関係	計
市外	110 件	89 件	128 件	455 件	64 件	373 件	1,219 件
市内	69 件	71 件	53 件	225 件	84 件	310 件	812 件
計	179 件	160 件	181 件	680 件	148 件	683 件	2,031 件

【カルチャープラザ】

<指定管理者>

一般財団法人 いけだ市民文化振興財団

<使用料>

種別\時間区分	午前9時～午後6時	午後6時～午後9時
工 芸 室	1時間当たり 1,000円	1時間当たり 1,500円
多目的ホール	1時間当たり 3,000円	1時間当たり 4,000円
和 室	1時間当たり 500円	1時間当たり 800円
研修室(A・B)	1時間当たり 500円	1時間当たり 800円
研修室(AB)	1時間当たり 1,000円	1時間当たり 1,600円
会 議 室	1時間当たり 1,500円	1時間当たり 2,000円

※工芸室において陶芸用焼窯使用の場合は、1回当たり使用料5,000円を加算する。

<令和4年度施設利用件数>

時間数	人 数	有 料		無 料	
		時間数	人 数	時間数	人 数
11,328時間	43,149人	1,500時間	9,997人	9,828時間	33,152人

【ギャラリー】

<指定管理者>

一般財団法人 いけだ市民文化振興財団

<使用料>

水曜日～翌週月曜日までの6日間、50,000円

<令和4年度施設利用件数>

32週、入場者数9,937人

【上方落語資料展示館（落語みゅーじあむ）】

< 指定管理者 >

落・楽倶楽部『いけだ』

< 令和 4 年度施設利用件数 >

入館者数 (落語会含む)	1 日当たり 平均	落語会関係		
		回数	入館者数	1 回当たり
18, 191 人	60 人	11 回	728 人	66 人

地域分権制度

1. 制度導入の経緯

池田市では、平成18年4月に「池田市みんなでつくるまちの基本条例」を制定し、市民、市議会及び市の協働によるまちづくりを進めている。

そのような中で、平成19年6月に「自分たちのまちは自分たちでつくる」を合言葉に「池田市地域分権の推進に関する条例」を制定し、市民が自主的・自立的にまちづくりを行うことで、地域内の共通課題の解決を図り、市との協働でまちづくりを進めていこうとする「地域分権制度」を全国に先駆けて導入した。

2. 制度の概要

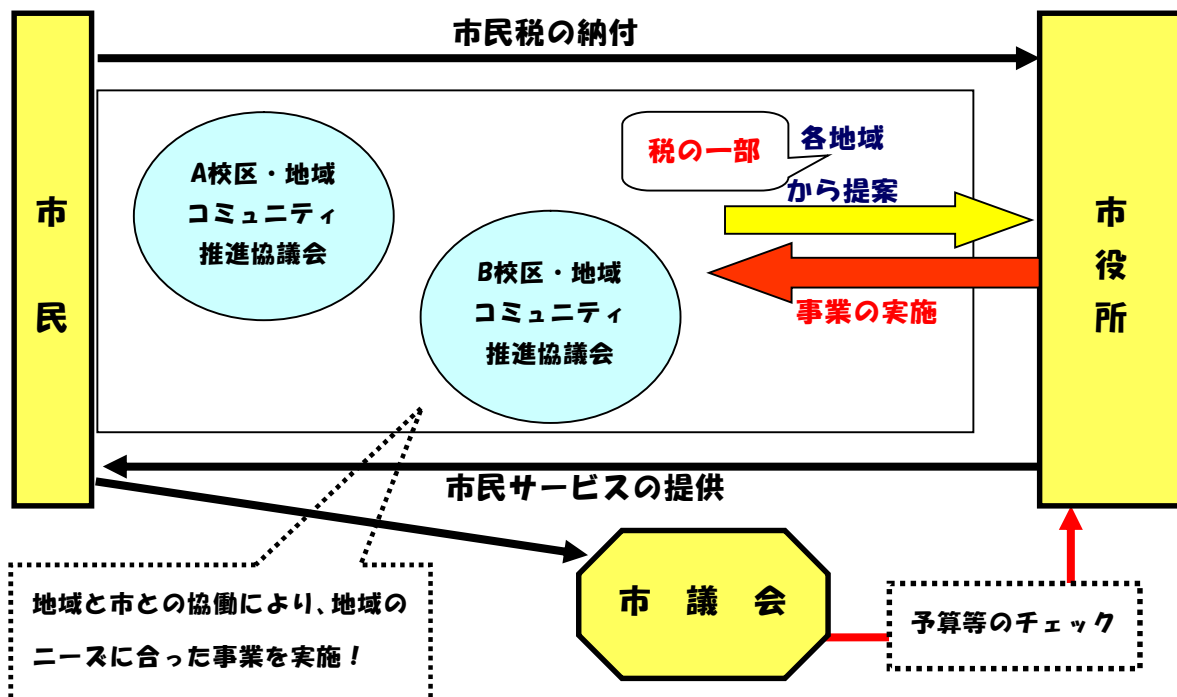
地域の共通課題を解決するため、小学校及び義務教育学校の通学区に設置された地域コミュニティ推進協議会に予算提案権を付与し、暮らしやすいまちづくりを実現する。

【協議会の権限】

- ・地域の課題やニーズに合った事業を市に（予算）提案
- ・市が現在行っている事業を市との協働により実施
- ・自主活動の実施

【予算提案額】

- ・予算提案権の限度額は、各地域ごとに人口・面積を考慮して上限（概ね650万円）を設定し、単年度ではなく中・長期的な事業実施もできるように、提案されなかった額を基金として積立てられるようにしている。



3. 協議会別提案額等（令和5年度提案額）

（千円）

協 議 会	人口(人)	提案枠	予算額	繰越額
池田地域コミュニティ推進協議会	14,518	12,372	6,961	5,411
秦野地域コミュニティ推進協議会	10,828	11,770	7,092	4,678
北豊島地域コミュニティ推進協議会	12,432	8,344	6,421	1,923
くれは地域コミュニティ推進協議会	11,894	9,197	8,553	644
石橋地域コミュニティ推進協議会	11,682	10,120	7,141	2,979
五月丘地域コミュニティ推進協議会	6,861	9,375	4,790	4,585
石橋南地域コミュニティ推進協議会	7,090	16,714	8,309	8,405
鉢塚・緑丘地区コミュニティ推進協議会	9,058	14,044	5,522	8,522
神田地域コミュニティ推進協議会	9,736	13,156	5,472	7,684
ほそごう地域コミュニティ推進協議会(細河地区)	4,250	6,664	6,664	0
ほそごう地域コミュニティ推進協議会(伏尾台地区)	4,987	9,417	6,968	2,449
合 計	103,336	121,173	73,893	47,280

※人口は令和4年4月1日現在。

※提案枠には、地域分権推進基金の40,643,000円を含む。

4. 主な提案事業（令和5年度）

事業種別	事業名	予算額(千円)	提案件数
安 全 ・ 安 心	道路安全対策事業	5,556	6
	地域自主防災体制強化事業	2,796	13
	防犯カメラ設置・運営事業	5,964	10
	小 計	19,946 (27.0%)	51
福 祉	高齢者等配食サービス補助事業	2,700	1
	子育て支援関連事業	2,071	9
	小 計	5,395 (7.3%)	18
環 境	花いっぱい整備事業	780	8
	地域美化事業	224	2
	小 計	2,110 (2.9%)	16
広 報	地域掲示板設置事業	692	3
	コミュニティ紙等発行事業	3,147	10
	小 計	4,941 (6.7%)	17
コミュニティ振興	協議会事務所設置事業	10,380	6
	地域行事・イベント事業	10,605	32
	小 計	27,218 (36.8%)	59
そ の 他	公園整備事業	6,307	7
	地域内会館改修事業	1,759	4
	小 計	14,283 (19.3%)	24
合 計		73,893 (100.0%)	185

コミュニティ活動

市民の連帯意識の高揚と良好な地域社会の形成をはかるため、コミュニティ活動施設の運営や自治会、町内会をはじめとする地域組織との連絡調整などを通して、市民の自発的なコミュニティづくりに対する条件整備に努めている。

1. コミュニティセンター

市民や各種団体の交流並びに教養の向上、福祉の増進に役立てることを目的とする複合的な施設であるコミュニティセンター3館を設置し地域の実情に即した運営に努めている。

施設の管理運営は、平成16年度から「指定管理者制度」を導入し、地域団体などで構成するコミュニティセンター管理運営委員会を指定管理者に指定して、より効果的、効率的な施設の管理運営に努めている。

名 称		所 在 地	開 設 年 月
伏尾台 コミュニティセンター	伏尾台第1会館	伏尾台3丁目4番地の3	昭和56年12月
	伏尾台第2会館	伏尾台1丁目188番地	平成 3年 4月
細河コミュニティセンター		東山町617番地の1	平成11年 4月

2. 共同利用施設

航空機騒音対策のための用途に加えて、地域のコミュニティ活動の拠点として、共同利用施設30館を設置している。

施設の管理運営は、平成16年度から「指定管理者制度」を導入し、地域団体などで構成する各会館運営委員会を指定管理者に指定して、地域の特色を生かしたより効果的、効率的な施設の管理運営に努めている。

名 称	所 在 地	開 設 年 月
神 田 会 館	神田3丁目5番16号	昭和44年4月
豊 島 南 会 館	豊島南1丁目8番5号	昭和46年4月
住 吉 会 館	住吉2丁目3番24号	昭和46年4月
秦 野 会 館	旭丘1丁目9番G-101号	昭和48年5月
呉 服 会 館	呉服町11番1号	昭和48年4月
豊 島 北 会 館	豊島北1丁目7番17号	昭和49年7月
早 苗 の 森 会 館	神田4丁目7番2号	昭和50年4月
井 口 堂 北 会 館	井口堂1丁目6番4号	昭和51年6月

神 田 北 会 館	神田1丁目28番27号	昭和52年4月
宇 保 会 館	宇保町5番17号	昭和53年4月
城 南 会 館	城南1丁目8番22号	昭和53年4月
空 港 会 館	空港1丁目11番4号	昭和54年3月
鉢 塚 会 館	鉢塚2丁目8番5号	昭和54年4月
五 月 丘 会 館	五月丘2丁目4番1号	昭和54年4月
脇 塚 会 館	神田2丁目18番32号	昭和55年5月
桃 園 会 館	桃園1丁目9番12号	昭和55年6月
上 池 田 会 館	上池田1丁目9番19号	昭和55年8月
旭 丘 会 館	旭丘3丁目7番13号	昭和56年4月
渋 谷 会 館	渋谷3丁目3番18号	昭和56年4月
南 畑 会 館	畑1丁目7番4号	昭和57年3月
荘 園 会 館	荘園1丁目7番13号	昭和57年3月
花 園 会 館	旭丘1丁目1番10号	昭和57年5月
石 橋 北 会 館	石橋2丁目4番16号	昭和58年4月
宮 之 原 会 館	神田4丁目10番10号	昭和58年4月
中 之 嶋 会 館	神田3丁目8番12号	昭和59年4月
河 原 島 会 館	神田3丁目5番21号	昭和59年4月
姫 室 ・ 室 町 会 館	姫室町3番1号	昭和60年4月
北 神 田 会 館	神田2丁目21番28号	昭和60年4月
池 田 駅 前 北 会 館	菅原町3番1号 ステーションN内	昭和60年5月
池 田 駅 前 南 会 館	呉服町1番1号 サンシティ池田内	昭和62年4月

3. 石橋会館

平成31年4月1日より市民の文化活動の場の提供による市民の知識及び教養の向上や市民活動及び市民相互の交流促進を目的に石橋会館が設置され、まちづくりのにぎわいの創出や、個性豊かで活力ある地域社会の実現に努めている。

施設の管理運営は、「指定管理者制度」を導入し、石橋南地域コミュニティ推進協議会を指定管理者に指定して、地域の特色を生かしたより効果的、効率的な施設の管理運営に努めている。

名 称	所 在 地	開 設 年 月
石 橋 会 館	石橋4丁目6番2号	平成31年4月

4. 市民活動交流センター

令和4年6月1日より公益活動その他市民の多様な活動を促進し、並びに幅広い世代の市民が集い、及び交流するための施設として、共同利用施設池田会館、栄本町コミュニティセンター及び公益活動促進センターを統廃合し、設置している。

施設の管理運営は、「指定管理者制度」を導入し、特定非営利活動法人池田市公益活動促進協議会を指定管理者に指定して、より効果的、効率的な施設の管理運営に努めている。

名 称	所 在 地	開 設 年 月
市民活動交流センター	新町1番8号	令和4年6月

公益活動の促進

1. 市民活動交流センター管理運営事業

公益活動その他市民の多様な活動を促進し、並びに幅広い世代の市民が集い、及び交流するための施設として市民活動交流センターを設置し、指定管理者である特定非営利活動法人池田市公益活動促進協議会による効率的な運営を図るとともに、公益活動に係る情報の収集・提供、助言及び応談を行っている。

2. 公益活動促進基金事業

市民から、市及び中間支援組織（市長が指定するものに限る。現在は、社会福祉法人池田市社会福祉協議会及び特定非営利活動法人池田市公益活動促進協議会の2団体）に贈られた公益活動の促進のための寄附金と同額を、市が一般財源から拠出し積み上げるマッチングギフト方式の基金を運用している。

公益活動促進基金は、公益活動を行うものへの事業助成の原資となっている。

【令和4年度末基金残額 9,220,357円】

3. 公益活動助成事業

公益活動の更なる活性化及び公益活動を行うものの自立を図るため、公益活動に対して助成金の交付を行っている。

【令和4年度 16団体 824,000円交付】

4. 市民協働事業提案制度

市民は、市が現に実施している（今後実施し得る）事業の中で、市民協働可能なものについて、提案することができる。

【令和4年度 協働事業提案数0件】